特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

南あわじ市長

公表日

令和8年10月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者の資格管理、保険料賦課・徴収、受給者管理（要介護（要支援）認定管理）、給付管理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に基づき次の事務に使用する。 1. 被保険者の資格管理事務 ①住民票関係情報から被保険者の資格取得、喪失、変更を確認し決定する。 ②被保険者証および受給資格証書明等の交付を行う。 2. 保険料賦課・徴収事務 ①地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票関係情報から保険料率を決定する。 ②年金給付関係情報、住民票関係情報から特別徴収情報を決定する。 ③普通徴収・特別徴収の入金を収納する。 ④地方税関係情報、住民票関係情報、災害関係情報等により減免申請内容を確認し、減免後の　保険料を決定する。 ⑤住民票関係情報から保険料の督促、催告、還付等各種通知先を確認している。 3. 受給者管理 ①要介護（要支援）の新規認定申請、更新認定申請、区分変更認定申請の受理から結果の通知までの進捗を管理している。 ②各申請時における2号被保険者の医療被保険者証の確認をしている。 ③住所移転後（転入後）要介護（要支援）認定の要件確認（受給資格証明書確認）をしている。 ④地方税関係情報、住民票関係情報により負担限度額認定に係る承認等を決定する。 ⑤災害等による利用者負担減額・免除を決定する。 ⑥保険料の収納事務を行い、滞納者については給付制限を決定している。 4. 給付管理 ①国保連合会と被保険者情報の授受を行い、給付実績受領および高額介護サービス等の支給審査・決定を行っている。 ②申請に基づく福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い等の支給を決定する。 ③他の法令による給付サービス（後期高齢者医療等）との調整を行う。 ④地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票関係情報から高額介護サービス費等に係る所得段階の確認をしている。 5. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得および必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理を行う。 6. 地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。 （付）還付金等の支給に関して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、申請者が公的給付支給等口座情報（以下「公金受取口座情報」という。）の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）や番号連携サーバから当該申請者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能となる。
	1. 介護保険システム

③システムの名称	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバGW 4 中間サーバー 5 サービス検索・電子申請機能 6 介護情報基盤

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番68 番号法第19条第6号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供） 番号法第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56－2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第43条、第44条、第47条、第59条の2の2 （情報照会） 番号法第19条第7号 別表第二 項番93、94 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 長寿・保険課
②所属長の役職名	福祉部 長寿・保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	南あわじ市福祉部長寿・保険課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5217

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	南あわじ市福祉部長寿・保険課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5217

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び総務課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、総務課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月26日	システムの名称	介護保険システム	1　介護保険システム 2　団体内統合宛名システム		
平成29年3月21日	しきい値判断項目	平成27年5月1日	平成29年1月1日		
平成30年3月20日	しきい値判断項目	平成29年1月1日	平成30年1月1日		
平成31年3月22日	Ⅰ 関連情報 5．評価実施機関における担	福祉部　長寿福祉課	市民福祉部　長寿・保険課	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ 関連情報 5．評価実施機関における担	福祉部　長寿福祉課長　静永峯雄	市民福祉部　長寿・保険課長	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ 関連情報 7．特定個人情報の開示・訂	南あわじ市福祉部長寿福祉課	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ 関連情報 8．特定個人情報ファイルの取	南あわじ市福祉部長寿福祉課	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	平成30年1月1日	平成31年1月1日	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年1月1日	平成31年1月1日	事後	
令和2年3月24日	Ⅰ 関連情報 3．個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一　項番68	番号法第9条第1項　別表第一　項番68 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	5年経過前の再実施
令和2年3月24日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシス	（情報提供） 番号法第19条第7号　別表第二　項番1、2、	（情報提供） 番号法第19条第7号　別表第二　項番1、2、	事後	
令和2年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	平成31年1月1日	令和2年1月1日	事後	
令和2年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年1月1日	令和2年1月1日	事後	
令和2年3月24日	Ⅳ リスク対策 4．特定個人情報ファイルの取	十分である	委託しない	事後	
令和2年3月24日	Ⅳ リスク対策 5．特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和5年2月1日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取	追加	公金受取口座情報取得に関する記述を追加	事後	
令和5年3月9日	Ⅰ．1．③システムの名称	1　介護保険システム 2　団体内統合宛名システム	1　介護保険システム 2　団体内統合宛名システム	事後	申請手続きのオンライン化のため
令和5年3月9日	Ⅳ 8.監査 実施の有無	[○] 内部監査	[　] 内部監査	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和7年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 8．人手を介在させる作業		（人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か） 十分である	事前	項目新設
令和7年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 11．最も優先度が高いと考え		（選択肢） 3）権限のない者によって不正に使用されるリス	事前	項目新設
令和8年9月28日	Ⅰ-1 ②事務の概要		6．地域支援事業に関する事務を追加	事前	
令和8年9月28日	Ⅰ-1 ③システムの名称		6　介護情報基盤を追加	事前	
令和8年9月28日	Ⅰ-3 法令上の根拠		番号法第19条第6号を追加	事前	
令和8年9月28日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	市民福祉部　長寿・保険課	福祉部　長寿・保険課	事後	
令和8年9月28日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	市民福祉部　長寿・保険課長	福祉部　長寿・保険課長	事後	
令和8年9月28日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課	南あわじ市福祉部長寿・保険課	事後	
令和8年9月28日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課	南あわじ市福祉部長寿・保険課	事後	
令和8年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	令和7年4月1日	令和8年9月1日	事後	
令和8年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	令和7年4月1日	令和8年9月1日	事後	
令和8年9月28日	Ⅳ リスク対策 4．特定個人情報ファイルの取	委託しない	十分である	事前	
令和8年9月28日	Ⅳ リスク対策 5．特定個人情報の提供・移転	委託しない	十分である	事前	
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報 5　評価実施機関における担当部署	市民福祉部　長寿・保険課 市民福祉部　長寿・保険課長	福祉部　長寿・保険課 福祉部　長寿・保険課長	事前	組織改編による担当課の変更
令和8年4月1日	Ⅳ リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び総務課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、総務課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	組織改編による担当課の変更